

東かがわ市規則第8号

東かがわ市新生児定額給付金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月11日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市新生児定額給付金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市新生児定額給付金の支給に関する条例施行規則（令和3年東かがわ市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給の申請及び申請期限)</p> <p>第3条 条例第3条第1項に規定する東かがわ市新生児定額給付金(以下「給付金」という。)の支給の申請は、東かがわ市新生児定額給付金支給申請書(様式第1号)により、誕生日から3か月以内に市長に提出しなければならない。<u>ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(支給の申請及び申請期限)</p> <p>第3条 条例第3条第1項に規定する東かがわ市新生児定額給付金(以下「給付金」という。)の支給の申請は、東かがわ市新生児定額給付金支給申請書(様式第1号)により、誕生日から3か月以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。